

まち・ひと・しごと創生事業費における算定方法の見直し

①条件不利地域等への配慮

<条件不利地域等の割増し>

財政力が低く、過疎法や離島振興法といった条件不利地域に係る法律の対象となっている団体などについて、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられることから、算定額の割増しを行うこととしている

<政令市等、都市、町村ごとに成果を反映>

成果を反映するにあたり、これまで全国の平均的な改善度合と比較していたところであるが、一部の指標について、指定都市・中核市、都市、町村といった区分ごとに改善度合を比較することとしている

②地方版総合戦略の状況等を踏まえた指標の見直し

<人口減少等特別対策事業費(取組の成果)>

「自然増減率」を廃止し、「出生率」を指標に加える

【道府県、市町村(共通)】

- ・人口増減率
- ・転入者人口比率
- ・転出者人口比率
- ・年少者人口比率
- ・自然増減率
- ・若年者就業率
- ・女性就業率

・出生率

<地域の元気創造事業費(地域経済活性化)>

観光に関する指標のウェイトを拡大し、「外国人宿泊者数」を指標に加える

【道府県分】

- ・第一次産業産出額
- ・製造品出荷額
- ・小売業年間商品販売額
- ・宿泊者数
- ・若年者就業率
- ・女性就業率
- ・従業者数
- ・事業所数
- ・一人当たり県民所得

・日本人宿泊者数
・外国人宿泊者数

22

まち・ひと・しごと創生の推進①

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成29年度においても引き続き1兆円を確保

1. 地方交付税における算定

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)については、引き続き「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において措置

2. 地域の元気創造事業費の算定方法

- 平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト

算定額等

- 平成29年度 普通交付税3,900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	670億円程度	310億円程度	980億円程度
市町村分	2,000億円程度	920億円程度	2,920億円程度
計 (前年度比増減額)	2,670億円程度 (△330億円程度)	1,230億円程度 (+330億円程度)	3,900億円程度

(注) 地域経済活性化分については、左記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

指標(道府県分、市町村分共通)	
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映
- ・ 全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し
- ・ 「地域経済活性化分」へのシフトに際し、条件不利地域への算定額の割増しを実施

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数 ^{※1}	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数 ^{※2} 、事業所数 ^{※2}	若年者就業率、女性就業率、従業者数 ^{※2} 、事業所数 ^{※2}
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収

※1 「日本人延べ宿泊者数」及び「外国人延べ宿泊者数」を用いる

※2 指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較

まち・ひと・しごと創生の推進②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

- 平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト

算定額等

- 平成29年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,560億円程度	440億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,110億円程度	890億円程度	4,000億円程度
計 (前年度比増減額)	4,670億円程度 (△330億円程度)	1,330億円程度 (+330億円程度)	6,000億円程度

指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・ 各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定
- ・ 「取組の成果」へのシフトに際し、条件不利地域への算定額の割増しを実施

取組の必要度 (以下の指標について、数値が悪い団体の需要額を割増し)	取組の成果 (以下の指標について、全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率^{※2} ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率^{※2} ・出生率 ・若年者就業率 ・女性就業率

※1 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

※2 指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較

24

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。(平成26年度以降5年程度の期間をかけて見直し)

具体的な見直し内容

見直し年度	費目	見直し内容	影響額
H26	地域振興費	・ 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実 ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算	1,100億円程度
	清掃費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)	
H28	保健衛生費、社会福祉費	・ 標準団体の経費を見直し	1,200億円程度
	高齢者保健福祉費	・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を加算	
	その他の教育費、徴税費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映(保健福祉等分)	
新 H29	地域振興費 (230億円程度)	・ 支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額 ①人口8,000人規模の旧市町村の場合、標準的な支所の経費として1,800万円程度を増額 ②従前どおり、旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとの、標準的な支所の経費を合算し算定	500億円程度
	その他の教育費 (90億円程度)	・ 学校給食に要する経費について、人口密度に応じた補正を新設	
	都市計画費 (50億円程度)	・ 標準団体の面積の見直し(160km ² →210km ²)に伴い、標準団体における経費を見直し、単位費用に反映	
	その他の土木費 (30億円程度)		
	農業行政費 (100億円程度)		
H30	商工行政費 等	・ 標準団体の経費を見直し 等	500億円程度
合 計			6,700億円程度

➤ 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。

➤ 影響額は、合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。

第2部 被災地における復興の現状と 行財政運営上の課題



東日本大震災とその後 南相馬市の現況と 復興に向けた課題

南相馬市復興企画部企画課
平成29年8月9日作成

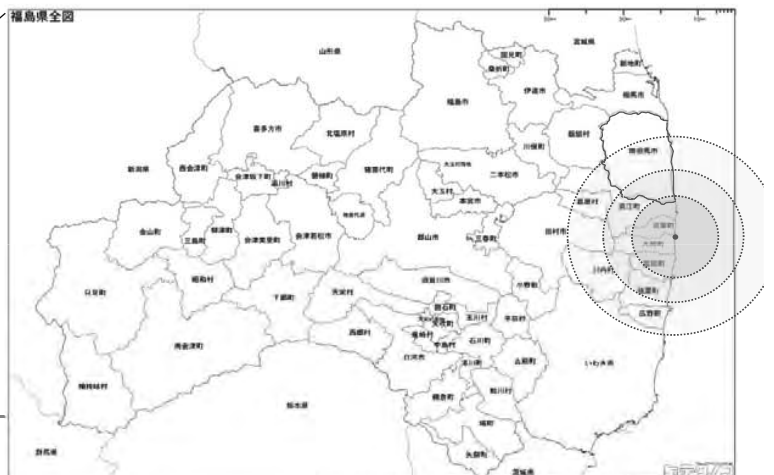
南相馬市について

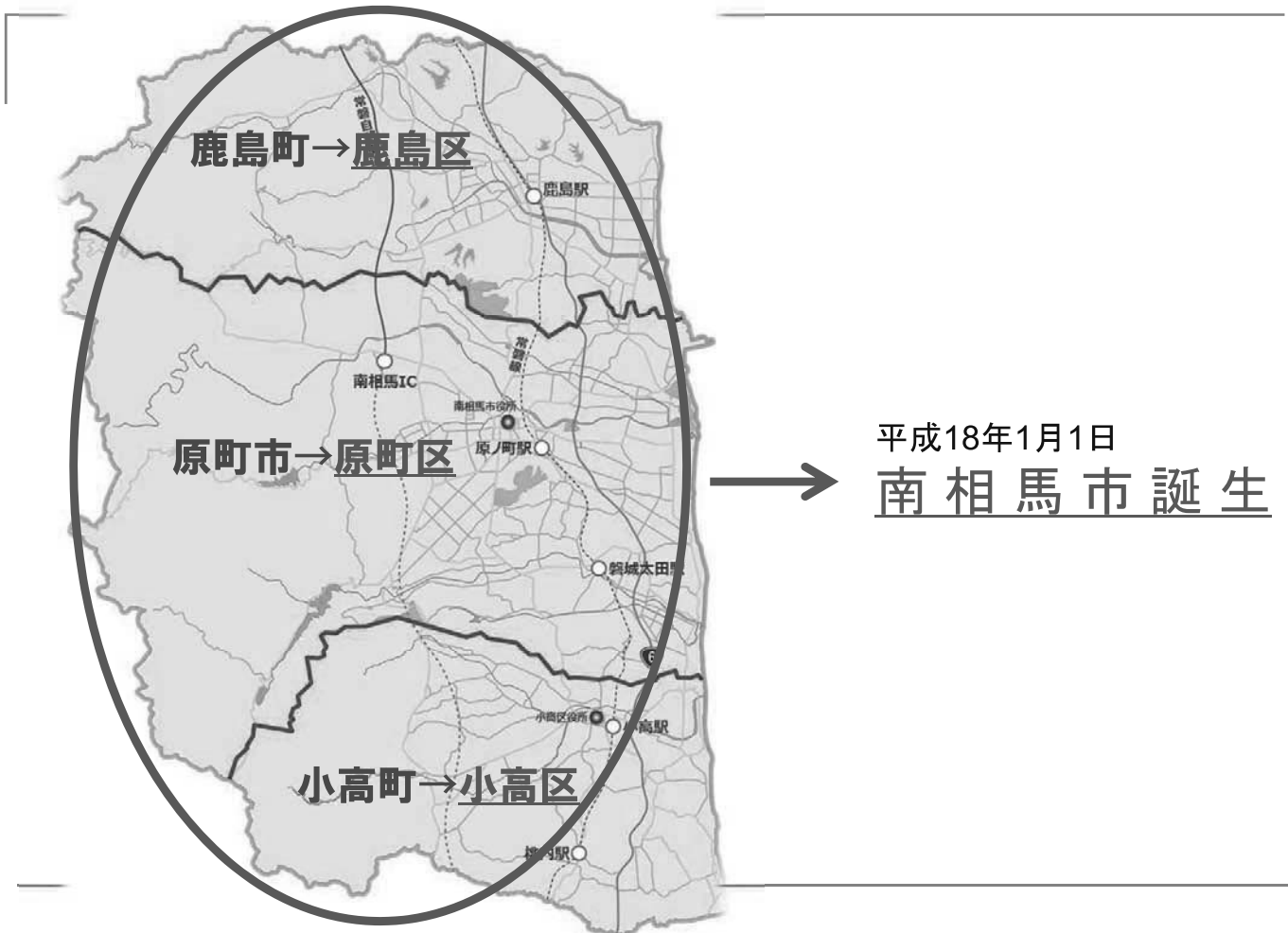
Tohoku A3C
paper size=297mm x 420mm

人口…61,895人(平成29年7月12日現在)
面積…398.5km²(約55%が山林)
産業…基幹産業は農業、その他工業、製造業
文化…相馬野馬追

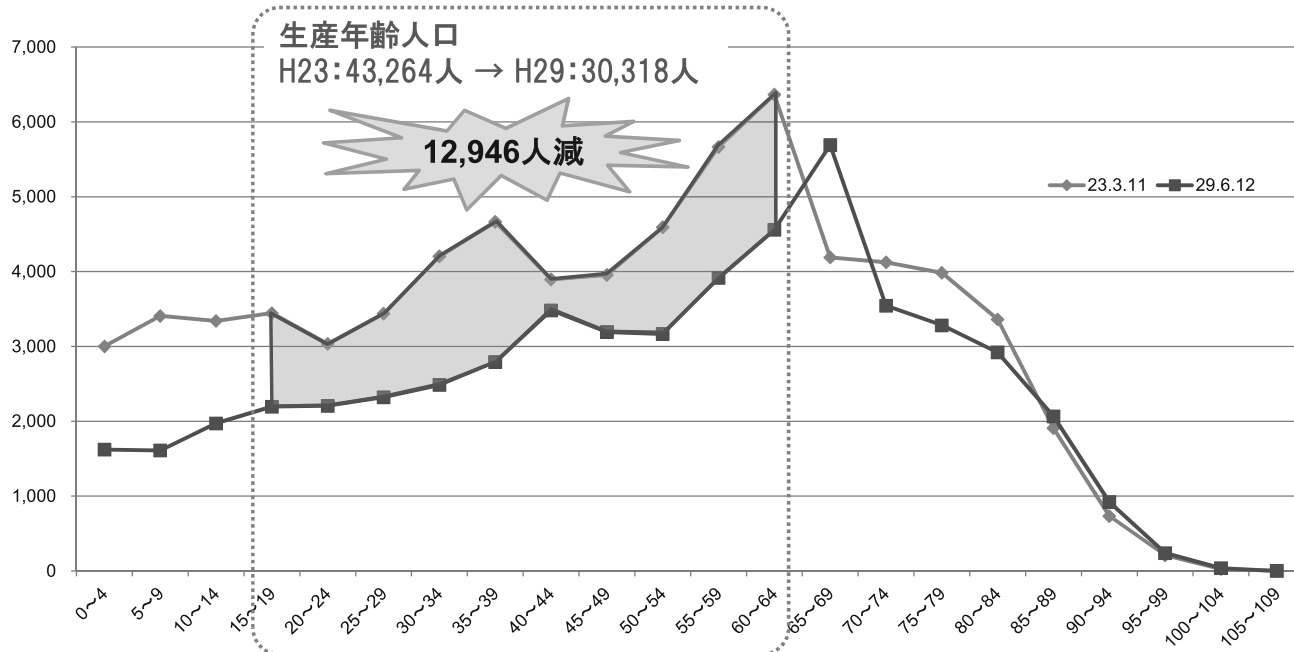


- 平成18年1月1日に鹿島町、原町市、小高町の合併により誕生
- いわき市と仙台市の間に位置する浜通りの中核都市





■ 年齢階層別の市内居住者数 震災前(23.3.11)と現在(29.6.12)の比較



市内居住者数の算出方法

市内居住者数は、平成29年6月12日現在の避難者情報を基に算出しています。

【南相馬市全体版】市内居住人口の震災時と現在の比較

【震災時（平成23年3月11日）】 71,561人

【現在（平成29年3月31日）】 53,917人 (▲17,644人 / ▲24.7%)

(単位：人、%)

男	
H29.3.31	27,012
H23.3.11	34,854
増減数	▲7,842
増減率	▲22.5

老年人口	
H29.3.31	8,183
H23.3.11	7,671
増減数	512
増減率	6.7

生産年齢人口	
H29.3.31	16,199
H23.3.11	22,181
増減数	▲5,982
増減率	▲27.0

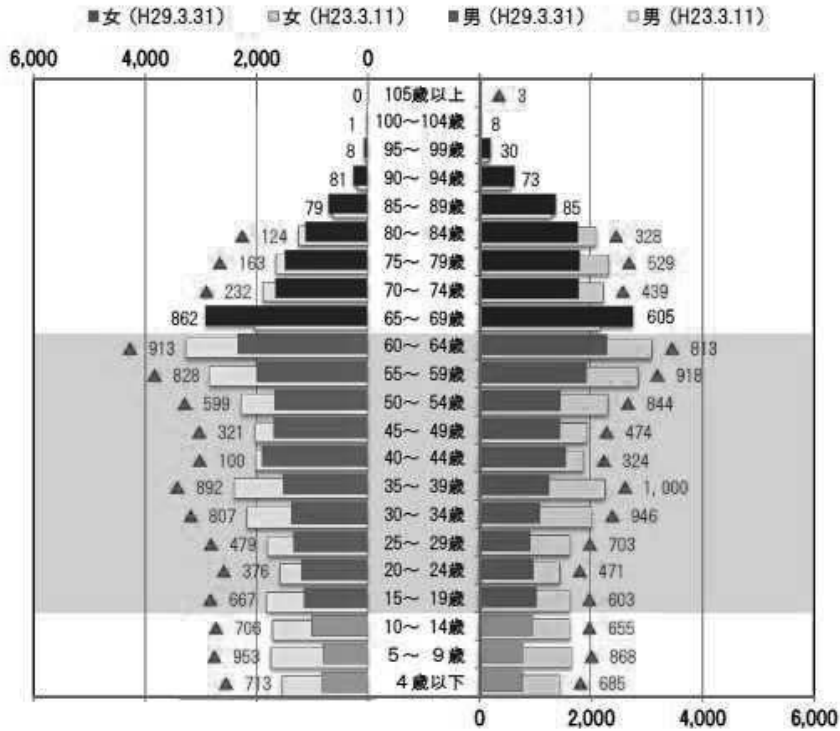
年少人口	
H29.3.31	2,630
H23.3.11	5,002
増減数	▲2,372
増減率	▲47.4

女	
H29.3.31	26,905
H23.3.11	36,707
増減数	▲9,802
増減率	▲26.7

老年人口	
H29.3.31	10,378
H23.3.11	10,876
増減数	▲498
増減率	▲4.6

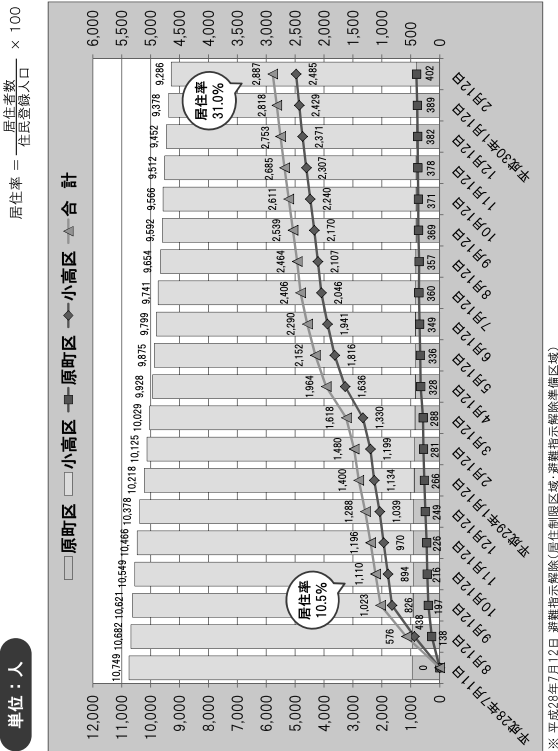
生産年齢人口	
H29.3.31	13,986
H23.3.11	21,082
増減数	▲7,096
増減率	▲33.7

年少人口	
H29.3.31	2,541
H23.3.11	4,749
増減数	▲2,208
増減率	▲46.5



追加資料

旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移



① 住民登録人口

年月	原町区	小高区	原町区	小高区	合計
平成23年7月11日	9,799	9,747	9,699	9,636	9,556
平成23年8月12日	8,827	8,775	8,749	8,697	8,649
平成23年9月12日	8,321	8,269	8,241	8,193	8,145
平成23年10月12日	7,815	7,763	7,735	7,687	7,639
平成23年11月12日	7,309	7,257	7,229	7,181	7,133
平成23年12月12日	6,803	6,751	6,723	6,675	6,627
平成24年1月12日	6,297	6,245	6,217	6,169	6,121
平成24年2月12日	5,791	5,739	5,711	5,663	5,615
平成24年3月12日	5,285	5,233	5,205	5,157	5,109
平成24年4月12日	4,779	4,727	4,700	4,652	4,604
平成24年5月12日	4,273	4,221	4,193	4,145	4,097
平成24年6月12日	3,767	3,715	3,687	3,639	3,591
平成24年7月12日	3,261	3,209	3,181	3,133	3,085
平成24年8月12日	2,755	2,703	2,675	2,627	2,579
平成24年9月12日	2,249	2,197	2,169	2,121	2,073
平成24年10月12日	1,743	1,691	1,663	1,615	1,567
平成24年11月12日	1,237	1,185	1,157	1,109	1,061
平成24年12月12日	731	679	651	603	555
平成25年1月12日	225	173	145	97	47
平成25年2月12日	71	19	11	6	1

② 居住人口

年月	原町区	小高区	原町区	小高区	合計
平成23年7月11日	10,749	10,682	10,621	10,549	10,666
平成23年8月12日	9,799	9,747	9,699	9,636	9,556
平成23年9月12日	8,827	8,775	8,749	8,697	8,649
平成23年10月12日	8,321	8,269	8,241	8,193	8,145
平成23年11月12日	7,815	7,763	7,735	7,687	7,639
平成23年12月12日	7,309	7,257	7,229	7,181	7,133
平成24年1月12日	6,803	6,751	6,723	6,675	6,627
平成24年2月12日	6,297	6,245	6,217	6,169	6,121
平成24年3月12日	5,791	5,739	5,711	5,663	5,615
平成24年4月12日	5,285	5,233	5,205	5,157	5,109
平成24年5月12日	4,779	4,727	4,700	4,652	4,604
平成24年6月12日	4,273	4,221	4,193	4,145	4,097
平成24年7月12日	3,767	3,715	3,687	3,639	3,591
平成24年8月12日	3,261	3,209	3,181	3,133	3,085
平成24年9月12日	2,755	2,703	2,675	2,627	2,579
平成24年10月12日	2,249	2,197	2,169	2,121	2,073
平成24年11月12日	1,743	1,691	1,663	1,615	1,567
平成24年12月12日	1,237	1,185	1,157	1,109	1,061
平成25年1月12日	731	679	651	603	555
平成25年2月12日	225	173	145	97	47
平成25年3月12日	71	19	11	6	1

被災概要	地震概要	発生日時/平成23年3月11日(金)午後2時46分 震央地/牡鹿半島の東南東約130kmの三陸沖 (北緯38度06.2分/東経142度51.6分) 震度/震度5強(石巻市) 深さ/24km 規模 マグニチュード9.0	被災概要	(平成28年1月末現在(注)は全国) 人的被害/死者数 3,181人[15,893人] 行方不明者 420人[2,556人] 地盤沈下/最大沈降 -120cm(牡鹿地区塩川)			
	津波概要	津波の高さ/津波計による最大T.P+8.6m(鮎川:気象庁発表) 浸水面積/73km ² (H23.4.18国土地理院発表) ※市内の13.2%(平野部の約30%)が浸水 <参考> 被災6県62市町村の浸水面積合計 581km ² 石巻市の浸水面積は全国の浸水面積のおよそ13%を占める	建物被害	全壊 20,040棟 [121,739棟] 半壊 13,048棟 [279,088棟] 一部損壊 23,615棟 [726,498棟] 合計 56,703棟 [1,127,325棟]			

【将来像】を作成

震災復興基本計画

1 石巻市震災復興基本計画とは

本計画は、復旧・再生のための新たな産業創出や被災のまちづくり等を推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指す、復興に向けた道標となるものです。

2 計画の期間

復旧期:平成23~25年 再生期:平成26~29年
発展期:平成30~32年の10カ年

策定の流れ

平成23年4月27日 被災復興基本方針策定
平成23年5月16日 市民提案の募集
平成23年5月25日 被災企業ネットワーク
平成23年6月8日 町内会との意見交換会
平成23年6月17日 被災復興基本方針策定
平成23年6月17日 石巻市震災復興基本計画策定
平成23年8月17日 市民意見の把握②
平成23年11月10日 パブリックコメント
平成23年11月15日 市民との意見交換会
平成23年12月22日 石巻市震災復興基本計画策定

概要

○土地利用の基本的な考え方ー市街地部ー

◇災害に強く安全安心でコンパクトなまちづくりのための土地利用

○津波防御の考え方

二重の防御(堤防または高嵩土道路等)で津波を減勢し、住居、学校、病院等を内陸側の可住地に配置

○土地利用の基本的な考え方ー半島部ー

◇津波防御の考え方

津波の危険性の少ない安全な高台へ住居を集団移転

◇移転に伴う跡地利用

豪雨と高潮が重なっても冠水しない安全な地域とし、臨の場として利用できる環境を創出する。

住まいの再建

医療・福祉・教育の再生

産業の復興

観光の復興

復興6年間の歩み

住まいの復興	平成22年度		平成23年度		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度	平成28年度				
	3月	4月	11月	12月	5月	11月	12月	3月	4月	9月	5月	10月	11月	11月	6月	9月	11月	3月	
	住宅が多数被災 避難所開設①	仮設住宅入居開始②	全ての避難所を閉鎖	全ての待避所を閉鎖	意向調査を実施 第一回今後の住まいに関する	新市街地土地区画整理事業初の起工式(新蛇田地区)③	域災1に指定 市内沿岸部の一部を、災害危険区	半島部高台住宅団地工事着工(先行17地区)④	入居開始(根上り松20戸)⑤	復興公営住宅(借り上げ型)初の住宅に関する事前登録開始	防災集団移転促進事業・復興公営住宅(市整備)・半島部初の入居開始(大須地区1戸、桑浜地区2戸)⑥	復興公営住宅(市整備)・市街地部の入居開始(栄田地区15戸)	新市街地土地区画整理事業初の宅地引渡し開始(新蛇田・新渡波地区)⑦	新市街地土地区画整理事業初の宅地引渡し開始(新蛇田・新渡波地区)⑦	新市街地6地区の新町名が決定し、「ちびらき」を開催	被災者自立再建促進計画策定	市が管理する仮設住宅で初の解体	開催	中央「丁目地区で「まちびらき」

被災当時からこれまでの取り組み・出来事

これからの復興

仮設住宅・復興公営住宅

1 避難所は最大259箇所、避難者数は最大50,758名に達しました。

2 最大で応急仮設住宅に16,788名、みなし仮設住宅に15,482名が入居しました。

3 市常根上り松復興住宅

4 市常根復興住宅

仮設住宅入居者(撤去前)

撤去後

仮設住宅入居者を支援し、仮設住宅の解消を図ります。

既成市街地整備

1 沿岸部の既成の市街地では、多くの住宅が被害を受けました。

2 5地区で区画整理事業を行い、今年度中に、全1,162区画のうち752区画の引渡しを予定しています。

3 防災集団移転

4 半島部では、集落ごとに高台や内陸に移転する団地を整備する事業を急ぎました。

5 計画戸数1,229戸のうち917戸が平成28年度末までに整備されます。

新市街地整備

1 新蛇田地区をはじめ6地区で新市街地整備を行う事業に着手。うち新蛇田南第二地区を除く5地区で被災された方の移転となる住宅地を供給します。

2 新蛇田南・新蛇田南第二地区完成イメージ

3 平成30年度に新蛇田南地区で宅地供給が完了、新蛇田南第二地区には平成29年度に県合同庁舎が移転する予定です。

医療・福祉・教育の再生

平成22年度	平成23年度				平成24年度		平成25年度			平成26年度			平成27年度		平成28年度				
3月	5月	10月	11月	12月	5月	6月	4月	8月	1月	4月	10月	1月	4月	1月	6月	9月	12月	1月	3月
病院長 福祉施設 学校等で大きな被害	被災した全ての小中高等学校が仮設や間借り校舎で授業再開	仮設雄勝診療所が業務開始	仮設審議診療所が業務開始	仮設夜間救急センターが業務開始	市立病院が仮設診療所として業務開始	仮設雄勝歯科診療所が業務開始	橋浦・吉浜・相川小学校が統合し、北上小学校が開校	地域包括ケアモデル事業を開始	こどもセンター「らいっ」開設	湊小学校・湊第二小学校を統合し、湊小学校校舎で再開	湊中学校・渡波小学校が現校舎で再開	市立病院工事中	雄勝診療所（雄勝歯科診療所）・審議診療所工事中	みなと荘・湊こども園の複合施設オープン	東学校給食センターが完成（2学期より給食を提供）	市立病院開業	夜間救急センター開業	雄勝診療所（雄勝歯科診療所）開所	渡波中学校校舎移転新築校舎完成

被災当時からこれまでの取り組み・出来事

これからの復興

市立病院



▲被災当時の市立病院
市立病院は1階部分が壊滅的被害を受け、全ての医療機能が停止しました。



▲開設仮診療所
市立病院の仮設診療所を被災者支援として開設地区の仮設住宅団地に設置しました。



▲工事の様子（平成27年3月頃）
新市立病院建設地は石巻駅南とし、建設工事に着手しました。



▲市立病院開院当日の様子
竣工後、機材搬入等の準備を経て開院しました。



▲（仮称）ささえあいセンター整備イメージ
市立病院と連携し「地域包括ケア」や市民の交流の拠点となる（仮称）ささえあいセンターを市立病院隣に整備します。

保育施設



▲湊幼稚園・保育所被災写真
市立29箇所中、全壊等により9箇所の保育所が休止しました。



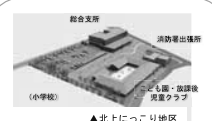
▲湊こども園（みなと荘との複合施設）
開所目前で被災した湊こども園が復旧、オープンしました。



▲間借りや仮設となった園もありました。



▲今年度益、渡波、雄勝の3保育所の復旧工事が完成しており、4月から開所します。



▲北上にっこり地区（総合支所周辺）整備イメージ
北上にっこり地区には、新たにこども園を整備する予定です。

小・中・高等学校



▲吉浜小学校
市立小学校、中学校、高等学校15校が被災しました。



▲北上小学校開校式
北上地区では、吉浜・橋浦・相川小学校が統合しました。



▲被災校舎や間借り校舎で授業再開しました。



▲市立仮設高等学校
市立女子商業高等学校と市立女子高等学校が、市立桜坂高等学校として統合・開校しました。



▲雄勝小学校・雄勝中学校整備イメージ
平成29年度移転する渡波中学校、雄勝小学校・雄勝中学校に続き、北上小学校の移転新築も進めます。

産業の復興

平成22年度	平成23年度				平成24年度		平成25年度			平成26年度				平成27年度			平成28年度				
3月	11月	12月	2月	6月	8月	4月	10月	12月	4月	7月	8月	9月	3月	5月	9月	3月	5月	8月	12月		
漁港、水産加工団地、商店、農地の冠水など大きな被害	街開き（いずれも仮設商店）	石巻立町復興ふれあい商店街（仮設）	石巻市初の復興推進計画認定	商店街（仮設）	能力を回復	区（グループ補助）認定	北上カントリーエレベーター供用開始	水産物地方卸売市場石巻売場工事開始	大川地区施設園芸団地営業開始	須江地区施設園芸団地営業開始	須江地区施設園芸団地営業開始	6次産業化・地産地消推進センター設置	水産物地方卸売市場石巻売場東棟および中央棟の一部供用開始	水産物地方卸売市場石巻売場西棟の一部供用開始	大川発電所営業開始	不動町地区産業用地工事開始	水産物地方卸売市場石巻売場全棟供用開始	鹿製水冷蔵庫完成	須江地区産業用地工事完成	須江地区産業用地工事完成	不動町地区産業用地工事完成

被災当時からこれまでの取り組み・出来事

これからの復興

魚市場石巻売場



▲石巻売場（被災直後）
石巻魚市場は全施設（水揚棟、海水浄化施設、管理棟）が全壊しました。



▲工事の様子
高度衛生管理された日本最大級の市場に復旧しました。二度の一部供用開始を経て、全面供用開始した平成27年には、水揚金額がほぼ震災前と同水準となりました。



▲魚市場全業（全棟供用開始後）



▲水産総合振興センター（写真左）
魚市場の隣に、漁業者の福利厚生設備を備えた水産総合振興センターを整備しています（一部使用開始済）

農地



▲長面地区（被災当時）
市全体で1,771ヘクタールの農地が冠水しました。



▲長面地区（復旧後）
うち約9割で作付けを再開しました。



▲白浜漁港（被災当時）
市管理34、県管理10の全ての漁港で被害がありました。



▲白浜漁港（復旧後）
今年度までには、市・県管理漁港合わせて、工事完了の漁港は13となります。



▲漁港及び周辺の整備イメージ
排水不良等を生じた半島部漁港周辺の土地を整備し、再びもとの漁業が行えるよう、再生します。

施設園芸



▲立地前の釜谷崎地区
次世代の施設園芸を行う企業が立地しました。トマトとパプリカが出荷されています。



▲立地後



▲須江地区（着工前）
被災事業者の移転先として、須江・不動町地区に新しい産業用地を整備しました。



▲須江地区（整備後）
既に事業者の立地が始まっています。



▲須江地区完成イメージ
市街地部3地区（上釜南部・下釜南部・湊西）で産業用地の区画整理を行っています。

観光の復興

平成22年度	平成23年度			平成24年度				平成25年度				平成26年度			平成27年度		平成28年度	
3月	8月	11月	7月	10月	11月	12月	5月	7月	10月	11月	4月	8月	3月	5月	6月	7月	3月	
多くの観光施設が被災	「石巻川開き祭り」を開催 (規模縮小)	「石巻市観光再開宣言」 「観光再全まつり」開催	マンガア일랜드営業再開	「いのまき大漁まつり」を 2年ぶりに開催	石ノ森萬画館営業再開 ①	「北上復興市」を新たに開催	金華山定期航路一部再開	網地白浜海水浴場営業再開 ②	「おがつホタテ祭り」「牡鹿 鮎まつり」を3年ぶりに開催	「ツル・ド・東北」初開催③ サン・ファン館営業再開	おしか家族旅行村オートキャ ンプ場営業再開	川開き祭りに孫兵衛船競漕復 活④	三陸復興国立公園に新たに気 仙沼から石巻の区間が編入	仙石線「仙石東北ライン全線 開通」(記念イベント開催)	第1回「石巻復興マラソン」 開催⑤	Reborn-Art Festival x ap bank fes 2017開催⑥	金華山休憩所完成	

被災当時からこれまでの取り組み・出来事

これからの復興

石ノ森萬画館



▲萬画館(被災当時)



▲開館セレモニー(左)、リニューアルオープンした萬画館内部(右)

石巻を代表する観光施設である石ノ森萬画館は、1年8ヶ月ぶりにリニューアルしてオープンし、多くの方が訪れました。



▲整備イメージ

中瀬地区を公園として整備するほか、中央地区では河川堤防と商業施設・公共施設が一体となった空間を整備しています。

海水浴場



▲網地白浜海水浴場(被災当時)

震災により市内に複数あった海水浴場が閉鎖しました。



▲網地白浜海水浴場(再開後)

網地に引き続き他の海水浴場の復旧も計画しています。



▲泉宿所(被災当時)

鮎川港の難島航路発着所は、震災で甚大な被害を受けました。



▲発着所(復旧後)

現在は岸壁が復旧、浮き桟橋から乗降できるようになっています。



▲完成予想図

被災した金華山休憩所の復旧工事が完成し、4月よりオープンします。

イベント開催



▲ツル・ド・東北(写真は2015)

平成25年度より毎年開催しており、平成28年度はコースが新設されました。



▲川村孫兵衛祭

川開き祭りは欠かせない大会。この年は46チーム参加しました。



▲第1回石巻復興マラソン

震災後中止した「いのまきシーサイドマラソン」から名称を変更し毎年開催しています。



▲空野で開催したリボーンアートフェスティバルプレイベント

「現代アート×音楽×食」の総合芸術祭「リボーンアート・フェスティバル2017」のプレイベントが開催。



「リボーンアート・フェスティバル2017」本祭が開催予定です。

石巻市 主な復興事業の全体像 -復興まちづくりの姿・市街地部-

土地区画整理事業：新市街地

内陸部住宅地・公共的施設をはじめとする新市街地を整備しています。平成28年度までに、計画数1,401区画のうち、1,296区画(新蛇田地区730区画・新渡波地区129区画・新渡波西地区83区画・あかほの北地区42区画・蛇田南地区312区画)が供給されました。暮らしやすい街を目指して工事を進めています。



新蛇田地区

土地区画整理事業：既存市街地

住居系5地区、産業系3地区の計8地区で平成26年度末までに、住居系では計画数1,162区画のうち、752区画(下釜第一地区170区画、中央一丁目地区32区画、新門地区250区画、海北地区100区画、寒東地区200区画)を引き渡し見込です。産業系3地区については、本格的な整地・公共施設工事に着手しています。



新門地区

復興公営住宅

市街地部4,100戸、半農泊部600戸の整備を計画しています。そのうち市街地部では、平成29年6月末で、3,493戸(85.1%)が完成しました。



あけぼの北復興住宅

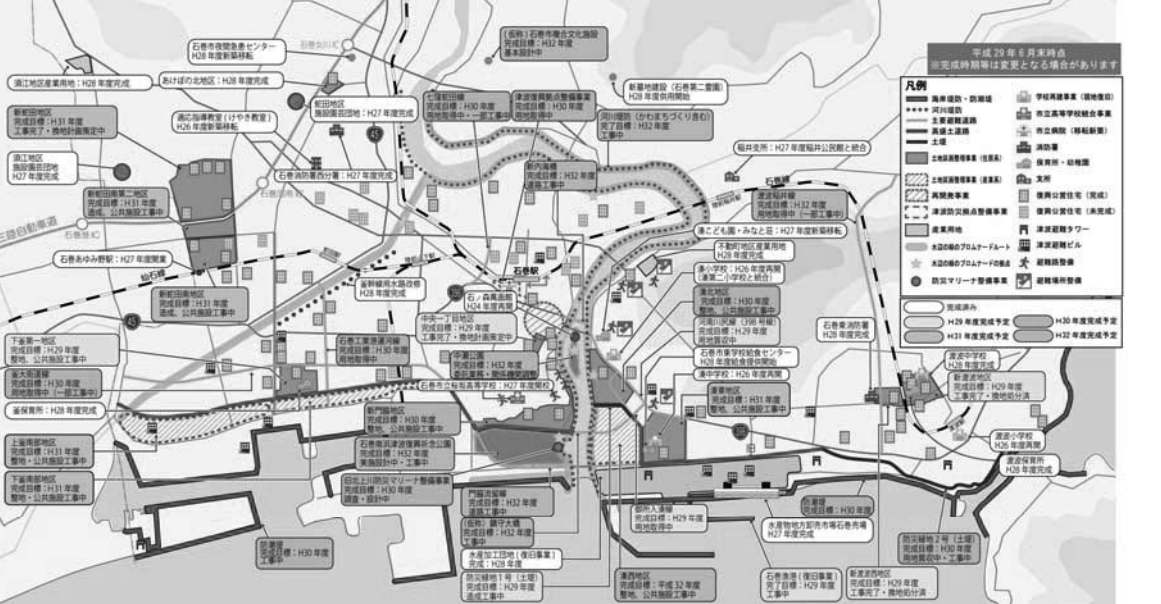
石巻市立病院

津波により被災した市立病院を石巻駅前地区に移転新築しました。平成28年6月30日に竣工し、開院準備を経て平成29年9月1日から診療を開始しました。



外観(市役所・石巻駅側)

中心市街地のまちづくり



平成29年6月末時点
※完成時期前または変更となる場合があります

凡例

- 海岸防備、防波堤
- 高層ビル
- 土地区画整理事業(建築)
- 土地区画整理事業(道路)
- 復興公営住宅
- 公共施設
- 学校施設
- 商業施設
- 公園
- 防災マラソン
- 完成済み
- H29年度完成予定
- H31年度完成予定
- H32年度完成予定

堤防整備(防潮堤・河川堤防)

陸地を守る堤防を整備します。防潮堤は平成30年度、河川堤防は平成32年度の完成を目指し、工事を進めています。



旧北上川河川堤防(中央地区)

二線堤整備(高盛大道路・津波防災緑地)

津波や高潮から市街地を守るため、高盛大道路・津波防災緑地を整備します。内陸部(橋南地区間、南光線)の工事に着手しました。(一部供用開始済み)。



完成イメージ(内陸部緑地)

かわまち交流拠点整備

中央二丁目地区に市が土地区画整理事業を導入して都市基盤を整備し、その上に市や民間事業者が施設を整備しています。いのまき交流拠点(西側)、かわまち交流センター、立休駐車場、交通広場、交流広場、堤防一体空間を配整し、中心市街地の賑わい創出や堤防一体のまちづくりを目指します。



完成イメージ

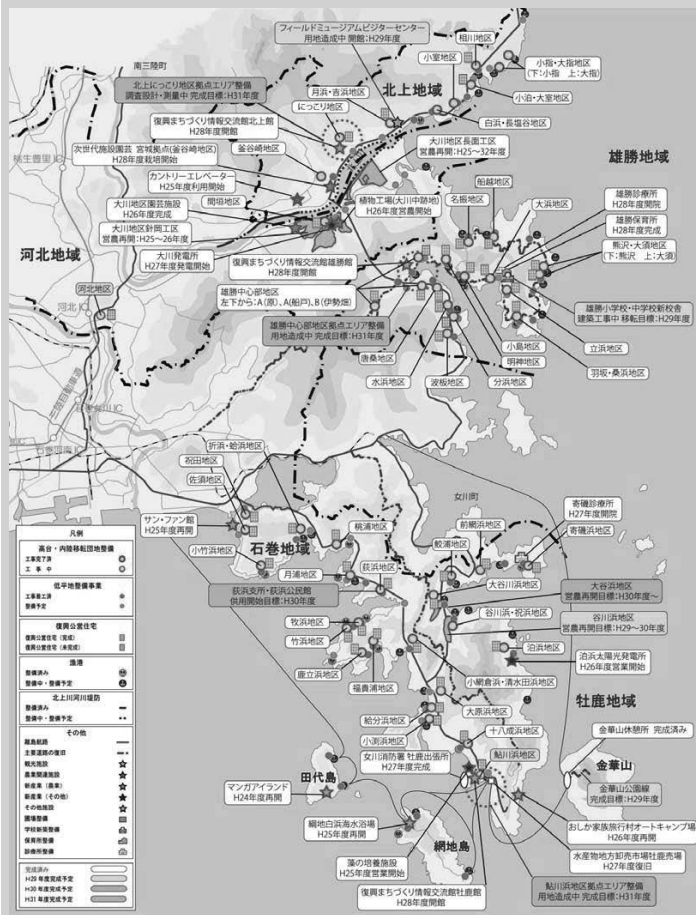
水産物地方卸売市場石巻市場

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた石巻水産物地方卸売市場石巻市場は平成25年から3年の整備事業を経て、平成27年9月に全面供用開始しました。



管理棟北側

石巻市 主な復興事業の全体像 -復興まちづくりの姿・半島部-



半島部の復興まちづくりの考え方

移転前のイメージ

移転後

復興公営住宅

造成した高台・内陸移転地の宅地に整備しています。計画戸数600戸に対し、平成29年6月末で289戸(48.1%)が完成しました。

低平地整備

各集落の住民の方々と意見交換しながら計画を策定し、順次施工しています。計画を作成した67地区のうち、平成28年度末までに40地区で着工済みになります。

漁港復旧

34の市管理漁港、10の県管理漁港のうち、平成28年度末までに8つの市管理漁港、5つの県管理漁港で復旧工事が完了しました。

地域の復興を先導する半島3拠点整備について

○雄勝中心部地区

雄勝地域の中心部であった伊勢畑に、住宅地、支所等公共施設、商業施設、観光施設、運動施設が一体となったまちの中心を再生します。

整備イメージ

○北上にっこり地区

にっこりサンパークとその周辺に、住宅地、支所等公共施設、学校等を集約すると共に、既存施設を一部利活用し、まちの中心を創出します。

整備イメージ(総合支所周辺)

○鮎川浜地区

おしかホールランドを復旧し地域観光拠点を再生すると共に、商業施設等の用地を整備し、鮎川浜の賑わいを再生します。

整備イメージ

※拠点エリア整備イメージは、計画の見直し等により変更となる場合があります。

第3部 社会保障

社会保障制度改革について



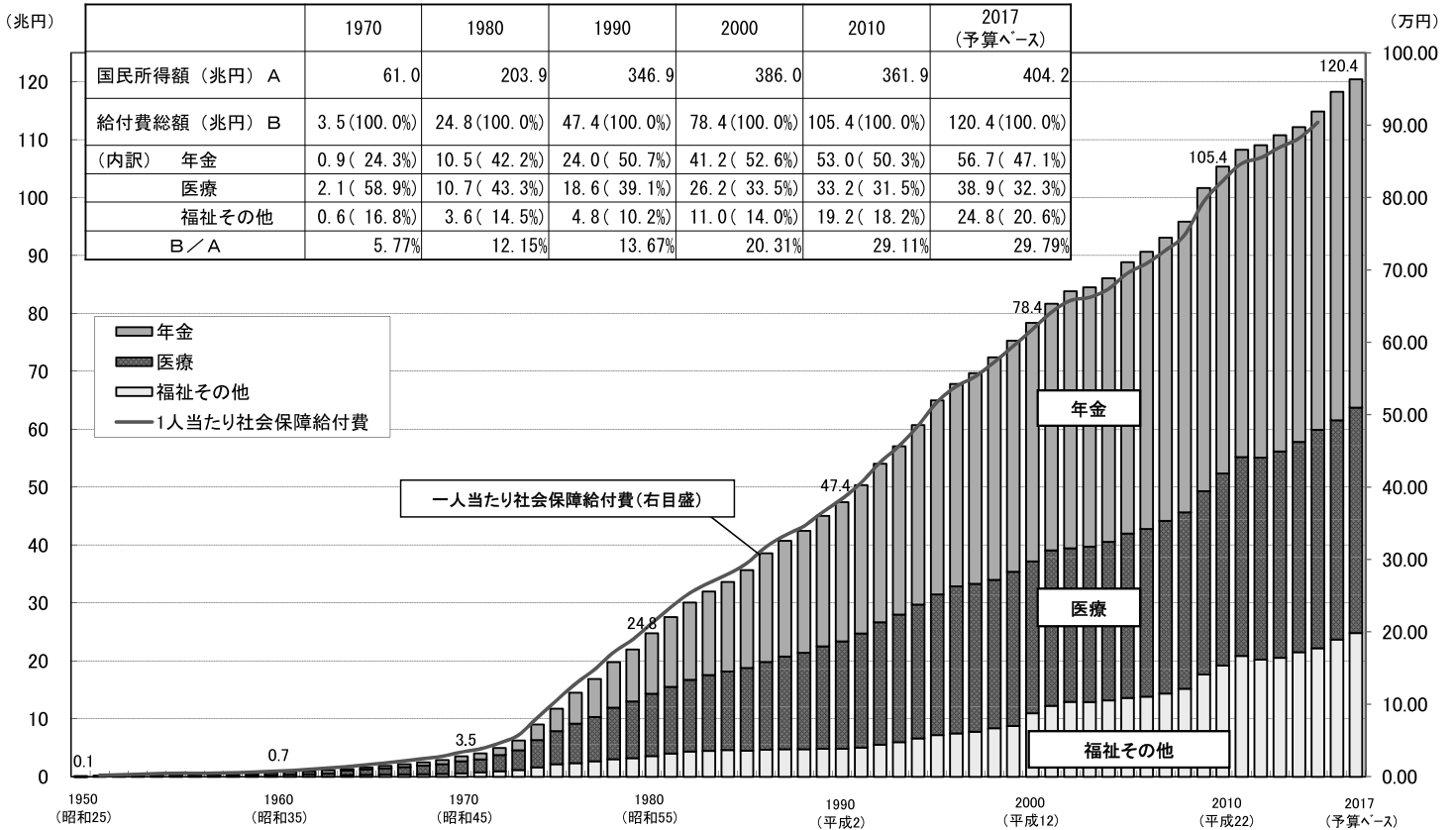
平成29年11月21日
総務省自治財政局調整課長
出口 和宏

目次

1. 社会保障の充実	1
2. 医療・介護提供体制改革	11
3. 国民健康保険制度	16
4. 介護保険制度	23
5. 子ども・子育て支援	30
6. 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度	33
7. 医療・介護におけるインセンティブ改革	37
8. 新しい経済政策パッケージ	42

社会保障の充実

社会保障給付費の推移



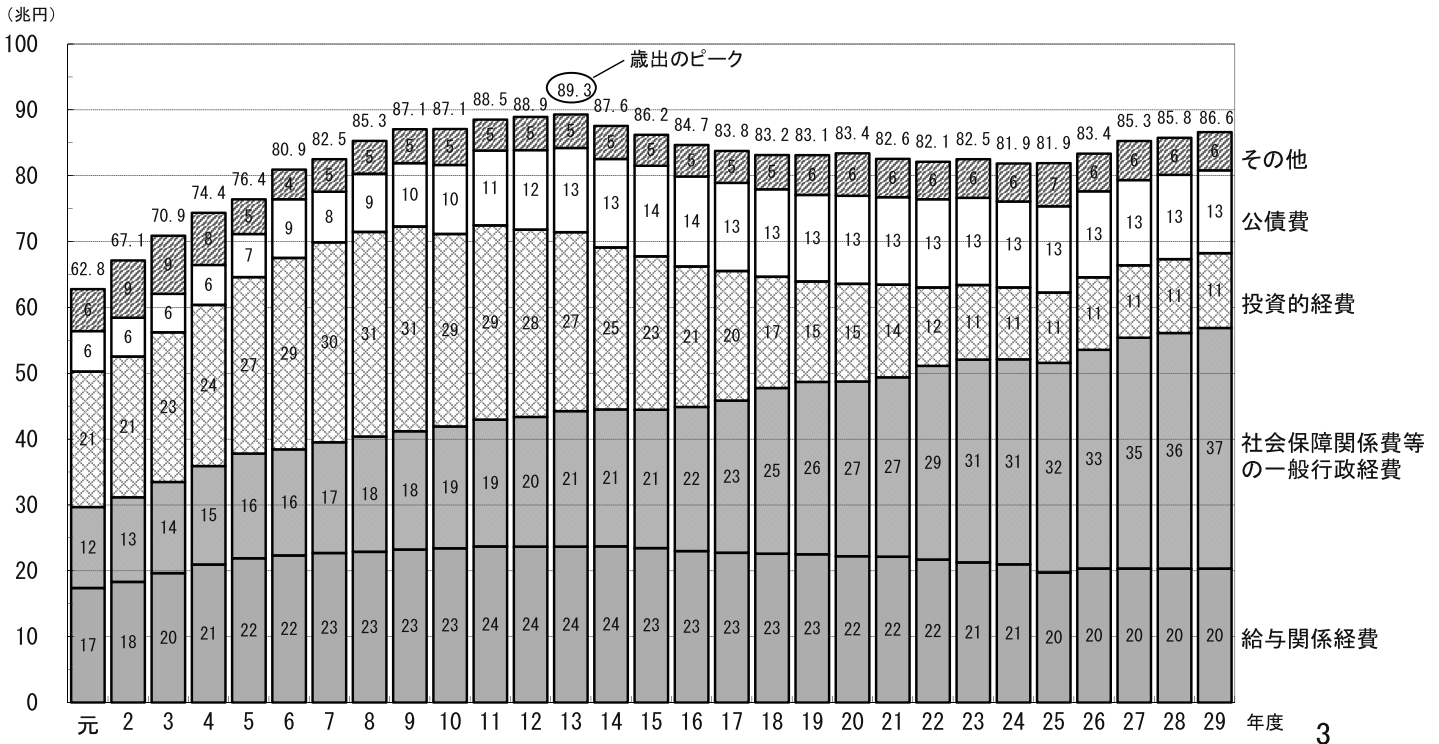
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2017年度の国民所得額は「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成29年1月20日閣議決定)」

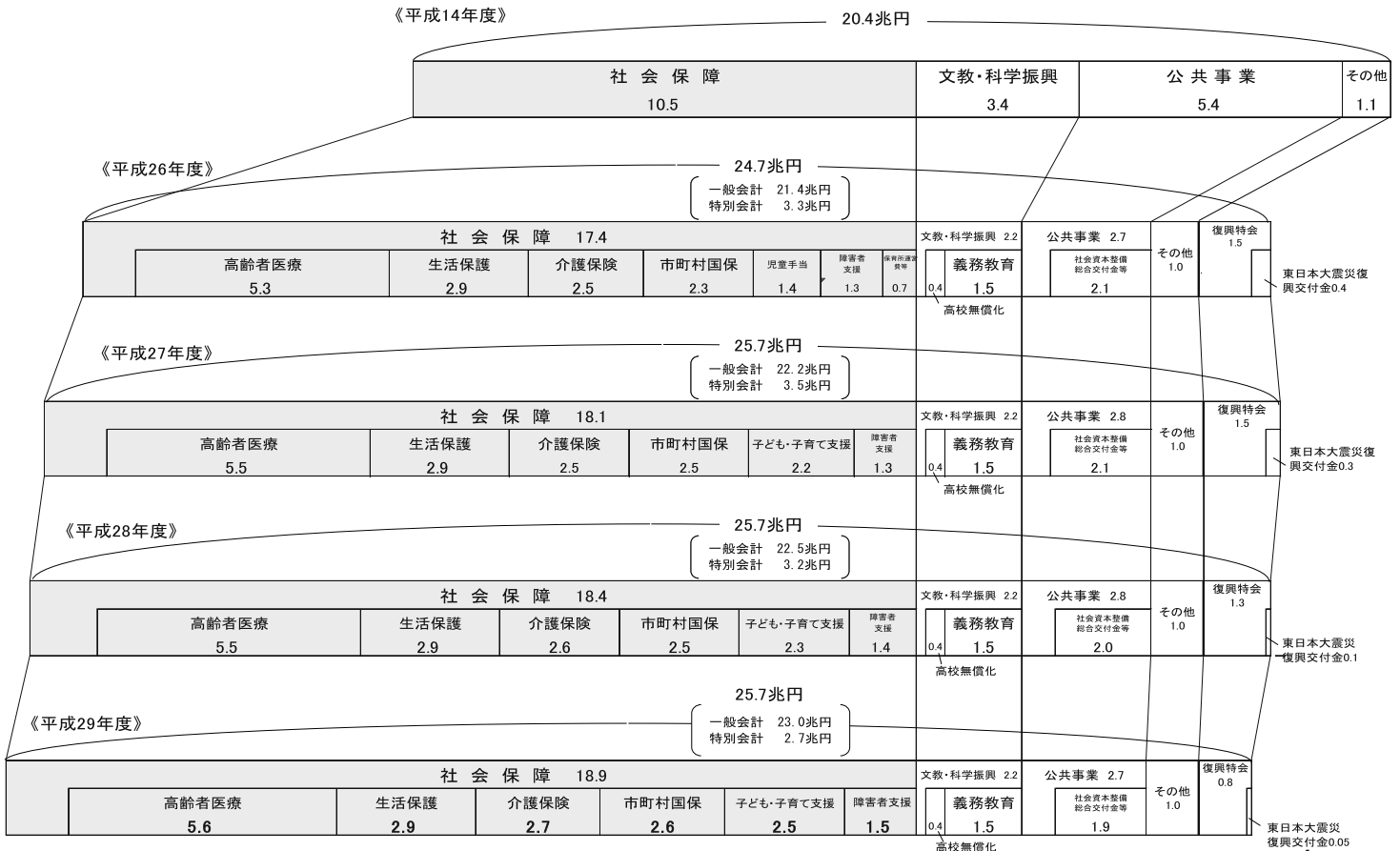
(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2017年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



地方向け補助金等の全体像



社会保障と税の一体改革の経緯①

平成20年 **社会保障国民会議** ～ 持続可能性から社会保障の機能強化へ

→ 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(H20.12)

→ 平成21年度税制改正法附則第104条(H21.3)

「政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」

平成21年 **安心社会実現会議** ～ 安心と活力の両立

政府・与党における検討

平成22年10月 政府・与党社会保障改革検討本部

平成22年12月 「社会保障改革の推進について」(閣議決定)

「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」

平成23年2月～7月:社会保障改革に関する集中検討会議

- 社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定。7月1日閣議報告)
- 社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定・閣議報告)

5

社会保障と税の一体改革の経緯②

平成24年2月17日:社会保障・税一体改革大綱閣議決定

- 大綱に基づく法案作成 ⇒ 与党審査

5月～:社会保障・税一体改革関連法案の国会審議

社会保障制度改革推進法 (自民党・民主党・公明党の3党合意に基づく議員立法)

- 社会保障改革の「基本的な考え方」、年金、医療、介護、少子化対策の4分野の「改革の基本方針」を明記
- 社会保障制度改革国民会議の設置を規定

税制抜本改革法(消費税率の引上げ)／子ども・子育て支援関連3法／年金関連4法 が成立

平成25年8月6日:国民会議報告書とりまとめ

社会保障制度改革国民会議 (委員は15名の有識者により構成(会長:清家篤 慶應義塾長))

- 改革推進法により設置され、20回にわたり議論
- 総論のほか、少子化、医療、介護、年金の各分野の改革の方向性を提言

10月15日:社会保障制度改革プログラム法案の提出

社会保障改革プログラム法案(社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにする法律案)の提出

- 社会保障4分野の講ずべき改革の措置等について、スケジュール等を規定
- 改革推進体制の整備等について規定

12月5日:社会保障制度改革プログラム法の成立、同13日:公布・施行

今年(平成26年)の通常国会以降:順次、個別法改正案の提出

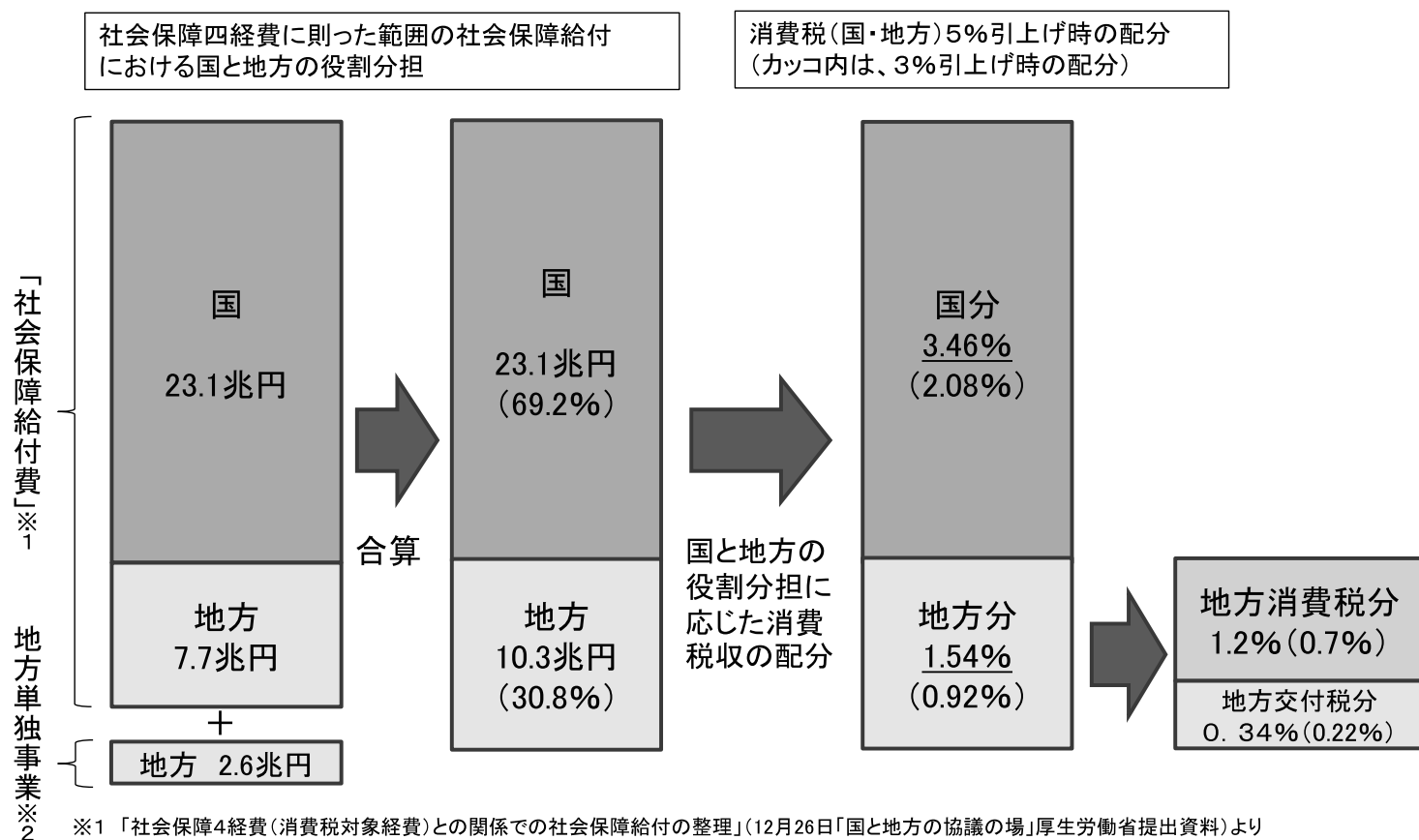
6

プログラム法における主な改革項目

分野	主な改革項目	改革実施時期	法成立時期
少子化対策	子ども・子育て支援新制度の実施	平成27年4月1日	<u>平成24年8月10日成立</u> (子ども・子育て関連3法)
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制	平成26年6月25日から順次実施	<u>平成26年6月18日成立</u> (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)
	介護保険制度	平成27年4月1日から順次実施	
	医療保険制度	平成27年5月29日から順次実施	<u>平成27年5月27日成立</u> (持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律)
	難病・小児慢性特定疾病対策	平成27年1月1日	<u>平成26年5月23日成立</u> (難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法の一部を改正する法律)

7

国・地方の役割分担に応じた配分



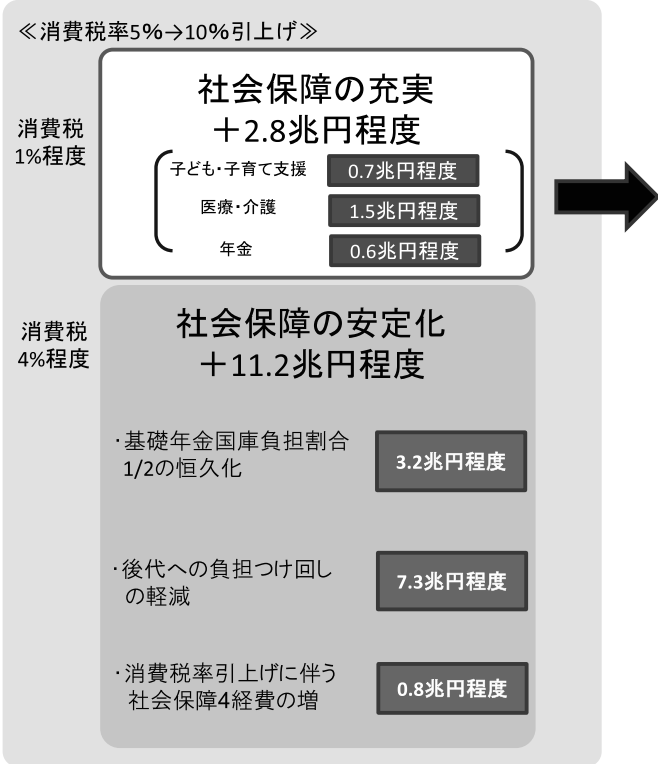
※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より
 ※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

8

社会保障と税の一体改革における社会保障の充実と安定化

平成29年6月22日
第7回社会保障制度改革推進会議
内閣官房提出資料(一部加工)

【財源】 10%満年度時



これまでに実施した主な施策 (H29年度時点)

計1.84兆円
(うち地方0.8兆円)

<子ども・子育て支援>

0.7兆円程度
(うち地方0.38兆円)

- 子ども・子育て支援新制度の実施(平成27年度～)
- 育児休業給付の支給割合の引上げ(平成26年度～)
- 社会的養護の充実(平成26年度～)

<医療・介護>

1.1兆円程度
(うち地方0.41兆円)

- 国保の財政基盤の安定化(平成27年度～)
- 医療介護の提供体制の改革・地域包括ケア構築等(平成26年度～)
- 低所得者の医療保険料軽減の強化(平成26年度～)
- 低所得者の介護保険料軽減の強化(平成27年度～)
- 難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度の確立(平成26年度～)

<年金>

0.03兆円程度

- 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大(平成26年度～)
- 年金受給資格期間の短縮(平成29年9月支給分～)
 - ・ 高齢基礎年金の受給資格期間を25→10年に短縮(約40万人) など

※ 平成29年度は、消費税財源(1.35兆円)のほか、重点化・効率化分▲0.49兆円も活用し、計1.84兆円分の充実を実施。

消費税率10%への引上げ財源で実施予定の施策

- 年金生活者支援給付金(約5,600億円)
 - ・ 低所得の年金受給者に、最大で月5,000円を給付
- 低所得者の介護保険料軽減の更なる強化(約1,200億円、国:600億円、地方:600億円)
- その他(医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険改革の充実分)

軽減税率制度の実施

9

(注1) 金額は公費の合計(国・地方の合計)であり、軽減税率制度の実施による減収分についての財源確保分を含む。また、上記の10%時の金額は、消費税率1%当たりの財源を2.8兆円と仮定し、機械的に試算している。実際金額は、各年度の消費税率の動向等を踏まえて検討することになる。

(注2) 所得税法等の一部を改正する法律附則第170条において、軽減税率制度の実施に当たり、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより安定的な恒久財源を確保すること等とされている。

平成29年度における「社会保障の充実」

平成28年12月22日 第4回社会保障制度改革推進本部資料を加工

(単位:億円)

事項	事業内容	平成29年度 予算案 ^(注1)			総額 (公費) ^(注3)
		国分	地方分	合計	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,942	2,985	3,541	0.7兆円程度
	社会的養護の充実	416	208	208	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904 442	602 313	301 129	1.5兆円程度
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,196 429	483 604 215	241 592 215	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	11,130	612	612	
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 財政安定化基金の造成(基金の積立残高) ・ 上記以外の財政支援の拡充	(1,700) 2,464	1,100	0 832	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	
難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089	1,044	1,044		
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	0.6兆円程度
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	
	年金生活者支援給付金	—	—	—	
合計	(注2) 18,388	10,511	7,877	2.8兆円程度	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 消費税財源(満年度ベース)。「社会保障・税一体改革による社会保障の充実(平成25年10月)」より抜粋。

10